



福岡県暴力団排除条例を制定

4月1日施行

今、県内では、暴力団が住民のみなさんの生活や社会経済活動に介入し、大きな脅威を与えています。そのため県は、安全で平穏な生活の確保と社会経済活動の発展のため、暴力団を排除するための全国初となる総合的な条例を制定しました。住民や事業所など、みんなが一丸となって地域から暴力団を排除し、明るい福岡県を実現しましょう。



条例の骨子

この条例は、福岡県から暴力団を排除するため、次の事項などを定めています。

- ① 県、県民および事業所の果たすべき役割
- ② 暴力団の排除に関する基本的施策
- ③ 暴力団員等に対する利益の供与の禁止

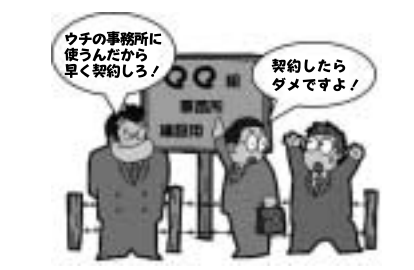
暴力団の排除に関する基本的施策

- ① 暴力団員やこれらと密接な関係のある人に、公共工事の入札に参加させないなど、県の公共事務や事業から排除すること
- ② 暴力団排除活動などにより、暴力団から危害を加えられるおそれがある人に対し、警察が保護のために必要な措置を行うこと
- ③ 裁判費用の貸し付けや情報提供など、暴力団を排除するための民事訴訟に対する支援を行うこと
- ④ 暴力団を排除することの重要性について、理解を深めてもらうため、県が集会を開催するなど広報や啓発を行うこと

問い合わせ
 糸島警察署
 ☎(093)0110

不動産の譲渡などに関する遵守事項

- ① 不動産が暴力団事務所に使用されないよう契約の相手方に利用目的を確認するよう努めること
- ② 不動産が暴力団事務所に使用されることを知って、不動産の譲渡などをしてはならないこと



悪質な行為には「勧告・公表」

- ③ 暴力団事務所に使用された場合、催告なしで契約を解除できる旨を契約内容に含めるよう努めること
- ④ 暴力団事務所として使用されていることが判明したとき、契約解除・買戻しをするよう努めること



事業活動における禁止行為

- ① 暴力団の威力を利用する目的で暴力団員と商取引をすること

ケース1



悪質な行為には「罰則」

ケース2



悪質な行為には「罰則」

- ② 暴力団に協力する目的で暴力団員に利益の供与をすること
- ③ 暴力団の活動に資すると知りながら暴力団員と取引をすること
- ④ 暴力団員などに対し、不当に優先的な取り扱いをすること



悪質な行為には「罰則」



悪質な行為には「勧告・公表」



青少年の健全な育成を図るための措置

- ① 青少年のために暴力団事務所のない環境を整えるため、学校などの周辺に暴力団事務所の開設や運営を禁止すること
- ② 青少年が暴力団の被害に遭ったり組員にならないための教育が、中学校や高校などで行われるよう県が指導や支援をすること



違反した場合は「罰則」

